

会 議 記 録				
会 議 の 名 称		総務文教常任委員会		会議場所 第3委員会室
		担当職員 藤村		
日 時	平成25年12月6日(金)		開 議	午後 2時 10分
			閉 議	午後 2時 25分
出席委員	吉田 ○田中 並河 山本 中村 西村 石野 堤			
執行機関出席者				
事務局		今西局長、藤村次長、阿久根副課長		
傍聴	同・否	市民 0名	報道関係者 3名	議員 1名(酒井議員)

会 議 の 概 要

1 開議

2 事務局日程説明

3 事件

- (1) 第 3 7 号議案 (亀岡市における京都府の専用球技場のための亀岡駅北用地無償提供についての住民投票に関する条例の制定について) 審査に伴う参考人招致について

< 吉田委員長 >

第 3 7 号議案(亀岡市における京都府の専用球技場のための亀岡駅北用地無償提供についての住民投票に関する条例の制定について) 審査に伴う参考人招致についてを議題とする。別紙を参照願う。

— 日時、場所、案件、参考人の氏名、参考人の発言に係る留意事項を説明 —

第 3 7 号議案の審査のため、1 2 月 1 1 日、住民投票条例制定に係る請求代表者である池上素子氏と小倉彩氏を参考人として出席を求め、意見を聴きたいと思うが異議ないか。

< 堤委員 >

請求代表者である向井氏ではなく、池上氏と小倉氏を参考人とするのはなぜか。参考人として来れない理由は聞いているか。

< 吉田委員長 >

前回の委員会で、都合のつく方は全員お越しいただくということで話をしている。詳しくは事務局から説明を。

< 事務局 >

向井氏を通じて調整いただいた。参考人としてお越しいただけると回答いただいたのは池上氏と小倉氏であった。

< 吉田委員長 >

異議はないか。

それでは、お二人に参考人として出席いただくことは決定した。参考人の発言には制限があるので、その旨事務局から伝えられたい。

先ほどの全員協議会も踏まえて、あらかじめ質問項目が決まっていれば参考人に伝えておきたいのであれば出されたい。

< 西村委員 >

議場で池上氏が、「球技場建設には反対ではない。むしろチャンスかもしれない。」と言われた。そのことと条例案第1条との整合性を尋ねたい。

< 中村委員 >

住民請求の署名について、十分な説明がなかったという人もいる。そのあたりの説明を聴きたい。それと用地無償提供について、土地を買うことについて、借金が生まれるがその代わりに資産が残る。そのあたりをどう考えるか尋ねたい。

< 吉田委員長 >

署名については縦覧期間があったので異議のある人は抜けていると思うので、法的にどうこうという問題ではない。そのあたりは気を付けて聴いていただきたい。もう一点、土地の購入について、負債はできるが一方で資産が残ることについてどう考えるかということであった。

私からは、署名を集めた時の意図であるが、どういう資料で持って集められたのか説明願いたい。請求者の意図も聞き取りながら審査をしていきたい。

当日は、参考人への意見聴取が終了したのち、執行部から付けられた意見の説明を受け、質疑をするという流れになる。そのあと、討論、採決を行う。

なお、受理番号3番の「京都スタジアム（仮称）」建設推進に関する請願は、第37号議案と関係があると思うので、第37号議案採決後に審査をすることとする。これは趣旨説明の希望がないので紹介議員から説明をいただくことになるかと思う。当委員会の中で紹介議員になられている石野議員、中村議員、西村議員は全員でも一人でもいいので理事者席で説明いただき、質疑を受けていただくことになるのでよろしく願います。

< 事務局 >

紹介議員の趣旨説明、質疑は自席で行うことになる。

4 その他

< 吉田委員長 >

その他、何もなければ、第37号議案以外の議案審査は12月10日（火）午前10時から行うこととし、本日はこれにて散会する。

14：25 閉議